

(5)食薬区分（昭和46年通知）の運用改善

▶ 本来的医薬品成分の関与成分化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	食薬区分に係る考え方の明確化	厚生労働省は、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を元から含む生鮮食品や、その成分本質を利用した加工品（伝統的発酵食品・サプリメント形状食品を含む。）の医薬品該当性に関してQ&A等にまとめて周知する。消費者庁は、その内容を受けて、機能性表示食品の届出の適否を判断する過程を明確化し、Q&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論・措置	消費者庁 厚生労働省
26	食薬区分に関する相談・申請についての体制整備	事業者が新規成分本質に関して食薬区分上の判断を求めるための資料を都道府県の薬務担当課が確認したことを条件に、事業者と厚生労働省の双方の効率化に資するものについては、当該事業者が厚生労働省に直接照会することを可能とする体制を整備する。また、その旨をQ&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論・平成31年度上期措置	厚生労働省

(6)機能性表示食品制度の運用改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	生鮮食品に係る食品表示の在り方の見直し	簡易的な表示を可能とする仕組みなど、生鮮食品に適した食品表示の在り方を業界団体等と協議し、結論を得た上でQ&A等に反映して周知する。また、ビタミンやミネラル等生鮮食品が有する一般的な特徴について、どのような表示が可能であるのかを明確化し、Q&A等に反映して周知する。	措置済み	消費者庁
28	研究レビューの活用推進	機能性関与成分の機能性に関する科学的根拠については、農業・食品産業技術総合研究機構が提供する研究レビューを用いることで簡易に機能性表示食品の届出ができるよう、当該研究レビューの改善・拡充に向けた計画表を作成し公表する。また、スムーズに相談が行われるよう生鮮食品ごとに、その知見を有する部局を明確化する。	平成30年検討・結論・措置	農林水産省